

令和8年度高知県タクシー車両導入等支援事業費補助金公募要領

1. 事業の目的

この補助金は、地域公共交通の担い手となるタクシー事業者が、タクシー車両の更新及び導入による経営の安定化、並びに運行体制の維持に必要な運転手の確保に取り組むことで、地域の移動手段の維持・確保につなげることを目的としています

2. 補助対象事業者

タクシー事業者 令和8年4月1日時点で県内に営業所を設置している、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号八に規定する一般乗用旅客自動車運送事業を行う者。

※国土交通省通達「一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）の許可等の取扱いについて」（平成18年9月25日 国自旅第169号）に基づく、一般乗用旅客自動車運送事業のうち福祉輸送事業に限定された許可により事業を行う者を除く。

上記に該当する事業者でも、以下①～③に該当する場合は補助対象者とはなりません。

- ①別添1に掲げるいずれかに該当する者。また、該当する者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人である場合。
- ②県税及び県に対する税外未収金を滞納している者。（徴収の猶予が認められている場合を除く。）
- ③その他、公的な支援を行うことが適当でないと社会通念上認められる者。

3. 補助対象事業

下記1. または2. のいずれかの事業を支援します。

1. タクシー車両導入事業

【補助対象経費】

・タクシー事業に使用する車両の導入に要する経費（車両本体及びリフト又はスロープの設置費）

※令和2年度燃費基準達成車以上に限る。

※初度登録からの経過年数が満5年未満且つ累積走行距離が300,000km未満の車両であること。

※以下の経費は補助対象外とします。

- ①公課費（自動車税、環境性能割及び自動車重量税等）に要する経費
- ②再資源化預託金等（リサイクル料）
- ③交付決定前に実施（契約等）した事業の経費
- ④その他補助することが適当と認められない経費

<令和2年度燃費基準達成車>

国土交通省が定めている燃費の基準値をクリアした車両。

具体的には、自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（平成16年国土交通省告示第61号）第4条の2の規定に基づき算定された**令和2年度燃費基準達成・向上達成レベルが100以上**であると評価された車両。

【補助率】

- ・ 1/2以内

ただし、国補助金を受ける場合は、補助対象経費から国庫補助金の交付額を差し引いた金額の1/2以内とします。

国補助金を受ける場合の例

車両本体価格（税抜）：3,141,000円…①

国補助金の交付決定額（例）：600,000円…②

県補助金：(①-②) × 補助率 1/2 = 1,270,000円 ※千円未満は切り捨て

国補助 60万円	県補助 127万円	自己資金（補助事業者） 127万1千円
-------------	--------------	------------------------

3,141,000円

【補助要件】

- ・ 車両の代替を行う場合は、代替前の車両が初度登録から満8年を経過していること。

【補助上限額】

- ・ 車両1台あたり160万円

【事業期間】

- ・ 補助事業の事業期間は、交付決定の日から令和9年3月10日までとします。

※車両が納車され、車両代金等の支払いが完了した上で、令和9年3月10日までに実績報告書の提出が必要です。

2. 普通自動車第二種免許取得支援事業

【補助対象経費】

- ・ タクシー事業者が負担した従業員の普通自動車第二種免許取得に係る経費（教習を受けるために自動車教習所に支払う費用）

※**以下の経費は補助対象外とします。**

- ①免許取得に係る交通費及び宿泊費並びに検定不合格による追加費用（補習費用、再

検定費用等)

- ②令和8年3月31日以前に受講を開始した、教習の受講に要する経費
- ③令和8年3月31日以前に支払った経費
- ④その他補助することが適当と認められない経費

【補助率】

- ・ 1 / 3 以内

ただし、国補助金を受ける場合は、国庫補助金の交付決定額との合計で、補助対象経費の1 / 2 以内とします。

国補助金を受ける場合の例		
教習料金：235,000 円…①		
国補助金の交付決定額（例）：78,000 円…②		
県補助金：(①×1 / 2) - ② = 39,000 円 ※千円未満は切り捨て		
国補助 7万8千円	県補助 3万9千円	自己資金（補助事業者） 11万8千円
235,000 円		

【補助要件】

- ・ **補助事業者が、普通自動車第二種免許を取得した従業員を、普通自動車第二種免許取得後3カ月以上運転者として雇用していること。**

【補助上限額】

- ・ 従業員1名あたり8万円

4. 国補助金との併用

国補助金を併用する場合は、補助金交付申請書の収支予算欄においてその金額を明記してください。

国補助金によっては、県補助金等との併用を認めていない場合もあるので、注意してください。

5. 申請手続

1. タクシー車両導入事業

申請スケジュール

公募期間	令和8年4月1日（水）～5月13日（水）17:00【必着】
交付決定日	令和8年6月上旬（予定）から順次

- ・ 申請前に、書類に不備や不足がないことを必ずご確認ください。不備がある場合は、申

請書を受理できないことがあります。余裕を持った申請をお勧めします。

- ・交付決定は、申請いただいた事業計画に記載のある金額の全額に対して、補助金の交付を保証するものではありません。事業終了後に提出される実績報告書を確認のうえ、交付額を確定し、支払います。
- ・予算額に到達しない場合は二次募集を実施します。なお、二次募集においては、各営業区域毎に、区域内のタクシー事業者数（令和8年3月末時点）を上限に、区域内で事業を廃止又は休止した他のタクシー事業者の機能を継承する場合など、地域の公共交通の維持・確保に不可欠と認めるものについて、追加して採択することとします。

(2) 提出書類

以下の書類をご提出ください。なお、**申請書類への押印は不要**です。

▽申請時の提出書類（タクシー車両導入事業）

	必要書類	備考
① 補助金交付申請書	<input type="checkbox"/> 別記第1号様式	
② 添付書類	<input type="checkbox"/> 一般乗用旅客自動車運送事業者の認可書又は許可書の写し	
	<input type="checkbox"/> 導入予定車両の見積書の写し	
	<input type="checkbox"/> 代替前の車両の自動車検査証の写し ※代替の場合のみ	
	<input type="checkbox"/> 県税の納税証明書（徴収猶予を受けている場合も提出）	・申請日から3か月以内に発行されたものを提出してください。
	<input type="checkbox"/> 国庫補助金の交付決定通知書の写し ※国庫補助金を受ける場合のみ	・交付決定されていない場合は、国庫補助金の交付申請書の写し等
	<input type="checkbox"/> その他、事務局が必要に応じて求める書類	

2. 普通自動車第二種免許取得支援事業

申請スケジュール

公募期間	令和8年12月1日（火）～令和9年1月15日（金）17:00 【必着】
交付決定日	令和9年1月中旬（予定）から順次

- ・申請前に、書類に不備や不足がないことを必ずご確認ください。不備がある場合は、申請書を受理できないことがあります。余裕を持った申請をお勧めします。

- ・予算額に到達しない場合は、二次募集を実施します。

(2) 提出書類

以下の書類をご提出ください。なお、**申請書類への押印は不要**です。

▽申請時の提出書類（普通自動車第二種免許取得支援事業）

	必要書類	備考
① 補助金交付申請書	<input type="checkbox"/> 別記第1号様式	
② 添付書類	<input type="checkbox"/> 一般乗用旅客自動車運送事業者の認可書又は許可書の写し	・交付決定されていない場合は、国庫補助金の交付申請書の写し等
	<input type="checkbox"/> 見積書等教習受講に係る費用が確認できる書類	
	<input type="checkbox"/> 補助対象経費の支払い領収書類の写し	
	<input type="checkbox"/> 補助対象従業員を雇用していることを証する書類	
	<input type="checkbox"/> 補助対象従業員の運転免許証の写し	
	<input type="checkbox"/> 乗務員台帳の写し	
	<input type="checkbox"/> 県税の納税証明書（徴収猶予を受けている場合も提出）	・申請日から3か月以内に発行されたものを提出してください。
	<input type="checkbox"/> 国庫補助金の交付決定通知書の写し ※国庫補助金を受ける場合のみ	・交付決定されていない場合は、国庫補助金の交付申請書の写し等
	<input type="checkbox"/> その他、事務局が必要に応じて求める書類	

(3) 申請書提出先、お問い合わせ先

提出先 お問い合わせ先	<p>5ページ記載の、補助金交付申請書と添付書類を揃えて、下記宛先へ郵送又はメールで提出してください。</p> <p>※提出書類に不足等がある場合、申請が無効となる場合があります。不足が無いよう、確認のうえ提出してください。</p> <p>※封筒又はメール件名に【タクシー補助金】と記載してください。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"><p>高知市内の事業者</p><p>高知市ハイヤー協同組合</p><p>【郵 送】〒781-5103 高知市大津乙 1879-9</p><p>【メール】 hire-kochicity@ia9.itkeeper.ne.jp</p><p>【電 話】 088-866-0520</p></div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"><p>高知市以外の事業者</p><p>一般社団法人高知県ハイヤー協会</p><p>【郵送】〒781-5103 高知市大津乙 1879-9</p><p>【メール】 kochi-taxi@ia6.itkeeper.ne.jp</p><p>【電 話】 088-866-6555</p></div>
提出方法	郵送又は上記アドレスへメール（PDF ファイル）
その他	申請内容に関する確認等を行うため、事務局から電話連絡させていただく場合があります。申請書の連絡先（電話番号）は、必ず連絡が取れる番号を記載してください。

6. 申請にあたっての注意事項

- (1) 補助対象経費は、補助事業の目的に沿っていることが確認できるもので、かつ、支払を証明する書類によってその金額等が確認できるものとします。

事業計画に対して、過度な経費が見込まれているとき、金額の妥当性について十分な根拠が示されていない経費があるとき、その他本事業の目的に対して不適当と考えられる経費が見込まれているときは、交付決定の手続きに際して、補助対象経費の見直しを求めます。
- (2) 消費税及び地方消費税額は補助対象外となりますので、添付する見積書には「税込」「税抜」の別を必ず記載してもらってください。
- (3) 経費の支払方法等については、以下のとおりとします。補助対象経費以外との混合払いは、原則行わないようにしてください。
 - ① 支払方法は銀行振込としてください。
 - ② クレジットカードによる支払は不可となります。
 - ③ 自社振出・他社振出に関わらず、小切手・手形による支払は対象外です。
 - ④ 他の取引との相殺（売掛金と買掛金の相殺等）は対象外です。

- ⑤外国通貨の場合は、申請時の公表仲値で円換算を行ってください。
- (4) 各種キャンセルに係る取引手数料、振込手数料（相手方負担の場合を含む）、消費税等、本補助金の申請等に係る費用は補助対象外とします。
- (5) 補助事業実施のために資金の借入を予定している場合は、申請前に借入について金融機関等にご相談ください。

7. 計画の変更等 ※「1. タクシー車両導入事業」のみ

- (1) 補助事業の内容変更
 - ・ 交付決定を受けた補助事業の変更（内容や実施場所、経費の配分、対象経費の減額等）を行う場合は、必ず事前に（発注・契約前に）事務局にご相談ください。「変更承認申請書（第2号様式）」を提出し、承認を受ける必要があります。
 - ・ 交付決定を受けた後、変更承認を受けずに発注・契約内容の変更を行った経費については、補助対象とならない場合がありますのでご注意ください。
- (2) 補助事業の中止・廃止
 - ・ やむを得ない事情等により補助事業の実施を断念せざるを得ない場合には、必ず事前に「中止・廃止承認申請書（第2号様式）」を提出し、承認を受ける必要があります。
 - ・ 中止・廃止をしなければならなくなった場合は、まずは速やかに県までご連絡ください。

8. 実績報告 ※「1. タクシー車両導入事業」のみ

- (1) 提出期限

補助事業を完了した日から起算して 30 日を経過した日又は令和9年3月10日のいずれか早い日となります。

(2) 提出書類

▽実績報告時の提出書類（タクシー車両導入事業）

	必要書類	備考
① 補助金実績報告書	<input type="checkbox"/> 別記第3号様式	
② 添付書類	<input type="checkbox"/> 補助対象経費の支払い領収書類の写し	
	<input type="checkbox"/> 補助対象車両の自動車検査証の写し	
	<input type="checkbox"/> 補助対象車両の写真（全体、ナンバープレート）	
	<input type="checkbox"/> 国庫補助金の交付決定通知書の写し ※国庫補助金を受ける場合のみ ※申請の際に添付している場合は不要	
	<input type="checkbox"/> その他、事務局が必要に応じて求める書類	

(3) 留意点

- ・補助事業完了後の補助金確定にあたって、補助対象車両や必要書類の確認ができない場合については、当該車両に係る金額は補助対象外となります。
- ・補助金の支払いは、補助対象経費のうち、「支出済みの経費のみ」が対象となります。
- ・申請時に想定し得なかったやむを得ない理由等により、補助対象期間内に納車が完了しない場合は、速やかに県までご連絡ください。
- ・実績報告を受けて補助事業の内容を精査した結果、補助対象外の経費が判明した場合は、実際に受け取る補助金額が交付決定額から減額となりますので留意ください。

9. 補助事業執行状況報告

本事業に関係し、報告等を求めた場合には、調査に協力をしなければなりません。報告が行われない場合には、補助金の交付取消・返還等を求める場合があります。

10. 補助金の返還

補助金の交付後、次のいずれかに該当する場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還が必要となる場合があります。

- ア 高知県補助金等交付規則及び高知県タクシー車両導入等支援事業費補助金交付要綱の規定に違反したとき。
- イ 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- ウ 正当な理由がなく交付要綱の規定による報告をせず、又は交付要綱の規定に基づく調査を拒んだため補助事業の内容を確認することができないとき。
- エ 補助事業者が交付要綱別表第2に掲げるいずれかに該当したとき。
- オ その他、知事が不相当であると認めたとき。

11. 取得財産の管理及び財産処分の承認申請

- (1) 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用が増加した財産等について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければなりません。
- (2) この補助事業で取得し、または効用の増加した財産を、処分制限期間において処分(取り壊し、廃棄、転用、貸付け、譲渡、交換、担保に供する処分)する際には承認が必要となりますので、必ず事前に県までご連絡のうえ、「取得財産の処分承認申請書(第9号様式)」を提出してください。
- (3) 事前承認が必要なものは、取得価格または効用の増加価格が単価50万円以上(税抜)の車両です。
- (4) 処分制限期間とは、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」が定める期間を指します。
- (5) 事業実施年度以降においても、処分制限期間が満了するまでは事前に承認が必要になります。
- (6) 承認を受けて財産処分する場合、残存簿価相当額又は時価(譲渡額)により、当該処分財産に係る補助金額を限度に納付しなければなりません。

(7) 承認を得ずに処分を行った場合、補助金交付決定の取り消しや返還の対象となります。

12. 重要説明事項（補助事業者の義務等、交付決定後に遵守すべき事項）

(1) 本補助金の取扱い及び書類の保存義務について

- ・本補助金は国の交付金を財源として活用しているため、国の会計検査院による会計検査の対象となります。令和 13 年度末（補助事業が完了した日の翌年度から 5 年間）までは、補助事業に係る帳簿及び証拠書類、取得した物件等を、会計検査院の求めに応じていつでも閲覧に供せるよう保存しておいてください。
- ・補助事業完了後に会計検査院が実地検査に入る場合があります。この検査により、適切でない支出と認められた場合には、補助金の返還を求められることがあり、これに従う必要があります。
- ・検査の際に違反行為が発覚した場合には、加算金を賦した上、補助金の返還等の措置がなされるとともに、不正を行った企業名が公表される場合があります。さらに、悪質性が認められた事案については、警察に告訴される場合もあります。
- ・補助事業者が、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）」等に違反する行為等（例：他の用途への無断流用や、虚偽報告等）を行った場合には、補助金の交付取消・返還、不正の内容の公表等を行うことがあります。

(2) 交付決定の取り消しによる返還加算金や返還延滞金について

- ・申請要件に該当しない事実や不正の発覚により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合、当該取り消しに係る部分の返還を命じた時は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還すべき補助金の額に 10.95%の割合で計算した額（加算額）を支払うこととなります。
- ・補助金の返還を命じたにもかかわらず、返還すべき補助金及び加算金の全部又は一部が納付されなかった時は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額に対して、10.95%の割合で計算した額（延滞金）を支払うこととなります。

(3) 事業実施に係る経理・財産管理書類について

- ・補助事業の実施にあたっては、専用の通帳の作成や収支を記載した帳簿を備えるなど、事業の収支を管理し、補助対象経費を明確にして、経費の証拠書類（見積書、納品書、請求書、支払を証明する書類等）を整備してください。
- ・補助事業により取得した単価 50 万円（税抜）以上の車両・設備・機器等は「処分制限財産」に該当しますので、耐用年数を経過するまでは、備品（固定資産）台帳などで適切に管理してください。

(4) 個人情報の使用目的について

- ・本補助金は、国の交付金を受けて県が実施しているものであるため、提供いただいた個人情報については、補助金の適正な執行のために国に共有することがありますのでご了承ください。

13. その他

(1) 補助事業の進捗状況等の確認のため、県が実地検査を行う場合があります。また、補

助事業者は、本事業の遂行及び収支の状況について、県から要求があった時は速やかに遂行状況を報告しなければなりません。

- (2) その他、補助事業の申請や執行にあたって、本公募要領や交付要綱、ウェブサイト等の案内に記載のない事項については、県からの指示に従うものとします。

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成 22 年高知県条例第 36 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条 第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第 18 条又は第 19 条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。